

京都市帝國大學經濟學會 經濟論叢

第 五 號 第 十 六 卷

大正二十五年一月一日發行

論 叢

相續税の經濟政策觀

法學博士 神戶 正雄

階級に就いて

文學博士 高田 保馬

價値の類型と個性

法學士 恒 藤 恭

サン・シ
モン派の社會改造哲學及び連帶思想

文學博士 米田庄太郎

本邦自殺の男女別

法學博士 財部 靜治

時 論

税法の新改正を論ず

法學博士 小川郷太郎

發明と國力

法學博士 山本美越乃

說 苑

水戸烈公の穀物政策

法學士 本庄榮治郎

中世末期に於ける村落の結合を論ず

牧野信之助

雜 錄

炭鑛労働者の生計

法學博士 河田 嗣郎

簡易平均法に就いて

經濟學士 岡崎 文規

階級に就いて(五完)

高田 保馬

十二

私は轉じて吸収の法則を説明したいと思ふ。私共は社會的勢力を種々なる泉源より、更に適切に表明すれば種々なる資格に於て得來る。例へば甲が國務大臣たると共に勞働組合の首領たり、同時にまた代議士であり、學者であり、某株式會社の株主であり、一社交團體の幹事であるとする。此等の資格はすべて彼に何等かの社會的勢力の分享に與らしめる。然れども、『彼の社會的勢力』全體はこれらの集積の間より如何にして定めらるゝか。これらの分享せらるゝ勢力の算術的總和によりてか、又は其中の主なる二三のものによりてか。此點に極めて困難なる問題がひそむ。

私は一の類推から始める。併合罪の處分に關しては併科主義と相ならびて吸収主義 *Système de l'absorption* が行はれる。前者は各罪皆其刑を科するに反し、後者は數罪中唯一の重きものに從ひて處斷する。その何れが制度として正當なるものなるかと云ふ是非の論は敢て茲に試みようとするのでは無い。たゞ社會の事柄の中には、かゝる吸収主義を認めしめる一面の存在する事を知れば足る。此二の主義の區別はもとより其根據を刑罰權の基礎に關する學說の差異に有し得ると思

ふが、他方にはまた、吸收主義と云ふ如きものゝ行はれ得る反面に私共の争ひ難き一種の心的傾向が潜む。彼の行つた犯罪、即ち客觀的事實としての犯罪は其數量程度一罪ごとに加はり行く。然れども其主觀的素質たる彼の惡さはその中の最も重大なる犯罪によりて推定せらる可く、其他の犯罪の有無は別に關係する所が無い。私はかゝる見方をする心的傾向が必ずや刑罰に關する吸收主義の背後に存するものと思ふ。而して、これと相類似したる事柄が今問題とする所に認められざるものであらうか。

種々なる方面に於ける權力、地位、富力と云ふが如きものは新なる資格による勢力の分享せらるゝ毎に其數量範圍が加はつて行く。而してこれは争ひ難き客觀的事實である。然れども、私共は此等の社會的勢力の背後に『彼の強さ』の潜むのを考へる。而して此強さは種々なる資格に於て彼の有する社會的勢力の中の最も大なるものによりて測定せられると見る、而して、其他の分享せられたる勢力は彼の強さを以てすれば當然の事として、從ひて其測定の標準として何等の用に立たざるものと見る。かくて、彼の強さと云ふ意味に於ける『彼の社會的勢力』に關しては刑罰に關する吸收主義と趣を同じくする所の吸收の法則が支配する。前例に就いて見るに、若し國務大臣として分享する社會的勢力が會社の株主たり、社交團體の幹事たる事によりて分享する勢力は勿論の事、代議士として又勞働組合首領としての勢力が優越なる場合には、彼の強さは國務大

臣としての勢力によりて定められる、而して其他の資格に於て有する勢力は云はゞ其中に吸収せられ終り、從ひて彼の強さの判定とは何等の交渉を有たぬ。

此法則は職業的分配と非職業的分配との交渉し集積する所に最も明白なる表明を有つ。例へば茲に一貴族ありて中流階級の人々の職業を認めらるゝ所の醫師、辯護士、技師等の業に従事するとする。彼は一方職業を離れて地位の特権を有し、他方職業の故に一定の收入、職業的信用などを有する。然れども、彼の強さの意味に於ける『彼の社會的勢力』は決して此兩方面に於て分享せらるゝ勢力の總和によりて決せられず、たゞ非職業的分配によりて受くる地位によりて定まる。

同様に彼が政治家として優越なる權力の支持者なりとせよ、此時恐らくは彼の社會的勢力は此職業の故に分享せらるゝ權力によりて定まり、貴族の地位の特権は其背後に隠れ去るであらう。かゝる關係は職業の尊卑の考察に於て極めて重要な意味を有すると信するが、今深く立入る事を避ける。吸収の法則は此職業的分配、非職業的分配の集積以外、なほ或は種々異なる社會から分享せられる權力、或は地位、或は富力、或は才能に伴ふ威力、これら種々なる資格に於て有し、從ひて種々の泉源から彼に流れ來る社會的勢力の集積する所、常に必ず作用する。同等なる勢力が例令幾つかの資格から彼の上に頻たれても、其集積が何等彼の勢力の向上を意味せずと思はるゝのはこれによる。人の惡さは其犯せる最も重き罪によりて知らるゝが如く、人の強さは其有す

る社會的勢力中の最も大なるものによりて知られる。此最大なるもの以外の勢力は彼の力を以て獲得せむと力めさへすれば、いつにても當然に握り得る事と思はれるからである。たゞ私が類推の根據となしたる併合罪に關しては、吸收主義のみを用ふる刑法にありても、之を罰金、科料等の金錢的刑罰に及ぼさず、これと同様に、種々なる源泉より分享する富力に關してはその集積したる總和によりて彼の強さの計らるゝ傾なきや。私は此點なほ十分考察を要する點であると思ふが、今卒かに何等の斷定を下す事を得ず。なほ異なる種類の社會的勢力の間に如何にして強弱の比較の行はるゝかに關しては後に簡單なる説明を加へる。

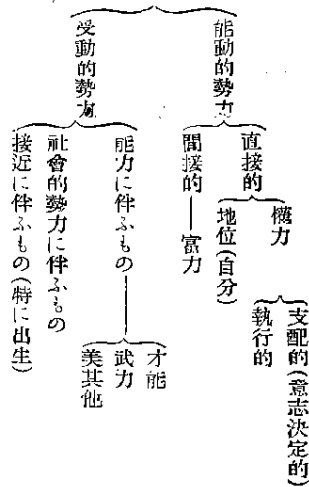
私は最後に均衡の法則と名づくるものに就いて短き敘述を試みたい。若し前に述べたる平行の法則と集積の法則とが飽まで妥當のものにして、從ひて一人が甲の社會的勢力を有する時は乙丙の勢力亦自ら彼の手中に收められ、而も甲の勢力、ひいては乙丙の諸勢力も加速度的に増加して止まざるものとすれば、一たび何等かの社會的勢力の支持者となれるものは無限に其力を伸張し得る譯では無いか。從ひて社會に於ける階級的懸隔はどこまでも増加し行く一方では無いか。然れども思ふに此事は事實では無い。それは茲に述べむとする均衡の法則の作用あるによる。例へばA B C D等の個人又は集團が甲乙丙等の勢力の支持者たりとする。AもBもCも甲の勢力を無限に増加せしめむとし、又彼等は乙丙の勢力に關しても同様である。然るに此中先づ甲の勢力のみ

に就いて見る。AもBもCも皆其力の欲望に驅られて其増加を計る、然るに此勢力は成員の服従よりして成立すとすればそこに一定の限度がなければならぬ、従ひて彼等の勢力は或點までは増加するにしても、最早その點を超ゆればそれ以上に増加し得ざるものである。此増加を差し止むる障礙は之を一方より見れば、此の如く個人の服従の限度に存すれども、又他方より見れば、互に他人の既に支持する同種の勢力が自己の勢力のこれ以上の伸張を許さざるによる。云はゞ數多の支持者の甲の勢力は各飽までに加速度に増加せむとすれども、互に他人の支持する同勢力が此増加に對する抵抗となるが故に、各或點に於て停止する。即ち其間に一定の均衡が存立して、此増加の運動がやむのである。此の如く飽までに増加せむとする各人の勢力間に均衡の存立し、此均衡によりて勢力の數量の定めらるゝ關係を名づけて均衡の法則と云ふ。而して此法則は實にたゞ甲の勢力の範圍内に於て、A B C等が分享するものゝ間にのみ行はるゝのでは無い、更に廣く見來れば、甲乙丙丁等の種々なる社會的勢力相互の間にも行はれる。蓋しこれらのものは、各其種類を異にするとは云ふものゝ、其本質に於てはたゞ成員の同一なる服従に外ならぬ。従ひて自ら其間に同様な均衡が確立する。更に立入りて云へば、Aが有する甲の社會的勢力の分享量を定むるものは此均衡の法則の普遍的作用による。今A B C等によりて分享せらるゝ甲の勢力をそれとく(甲A)(甲B)(甲C)等とし、乙丙等に就いてもまた(乙A)(乙B)(乙C)等を認める。此

時(甲A)の分量又は程度はどこまで増加し、又何によりて確定せらるゝかと云ふに、一方に於て(甲A)と(甲B)(甲C)等との均衡によるのみならず、他方に於ては更に一般に、(甲A)とその他のすべての分享せられたる勢力(甲B)(甲C)等ならびに、(乙A)(乙B)等すゝみては、(丙A)(丙B)等其他數多のものとの間に於ける均衡によりて定まる。(甲A)は其集積の進行に於て此均衡點に接觸するほど強き障礙を感じ、從ひて増加の程度を減する。他の勢力との關係を全く離れて考ふれば、分享せらるゝ社會的勢力は幾何級數的に増殖する事前述の如くなれども、此他の勢力との均衡的關係を主眼として考ふれば、此場合ウェーバの法則と相似たる遞減の法則が作用する。即ち元本たる勢力、云はゞ勢力資本の増加ある限度に達するまでは其増加は比例的にも絶對的にも行はれるけれども、此點を超ゆれば絶對的にのみ行はれ、更に進みては最早其増加は行はれず、他の勢力に對する均衡の點に達する。なほ此均衡の法則に關して注意すべき一點がある。それは此社會的勢力の普遍的均衡の間にありて、富力のみは自ら他の勢力と異なる立場に立つ事である。即ち富力のみは此普遍的均衡の中に與からぬ、而してこれは富力が間接的なる勢力である特性から來る一歸結かと思ふ。然れども、私は姑く此考察を後日に譲りたいと思ふ。それは今當面の問題と交渉する所割合に淺きが爲である。

今まで、社會的勢力の諸種類を分析し其相互の關係を點檢し來つた。私は當初の問題に關して一切の清算を了し、以て此餘りに長き考察の仕事を終らなければならぬ。

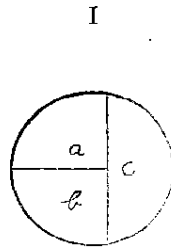
私は振返りて、さきに分析を加へたる社會的勢力の諸種類及び其分配の方法に概觀を加へたい。簡明ならむが爲に之を表示しよう。先づ其種類から述べる。



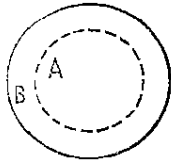
此等の社會的諸勢力の分配せらるゝ方法は着眼點の如何によりて種々に區分せらるゝ事を得べく、さきには其重なるものとして機能的非機能的分配及び職業的・非職業的分配の二種を擧げた。今此二種の方法別を基礎として第三のものを理解する事が出来る、それは結社の非結社の(假りにマクイバア、コオル、ラスキ等の用語によれば association に關する所の、從ひて associational)の區分である。一の結社即ち有組織社會の意志によりて行はるゝ所の分配、即ち勢力分布の方向

數量が有組織社會の意志によりて決定せらるゝ所の分配と然らざる分配との區分である。人或は疑問を起すであらう、有組織社會の意志による分配と云ふ事は明に理解する事が出来る、然れどもかゝる意志によらざる分配と云ふ事は理解に苦しむ、如何にしてそれが行はるゝかと。答は至つて簡單である、それは社會の統一的意志の決定を俟たずとも個人對個人の相互作用の間に行はれる。例へば一都市内の人々の職業を考へよ。彼等は異なる職業を營む事によりて協働交易の關係に立ち、此關係の存續する所、或者は富み或者は貧しくなる。又師弟の關係を考へよ。彼等のうち、一方が有する文化能力の故を以て、他方は之に對して強度の服従を捧げそこに威力が成立する。なほ個人對個人の相互作用によりて行はるゝ分配以外、組織を形成するに至らざる集團即ち無組織社會の意志によりて勢力の分配の行はれる事も看過すべからずと思ふが、所謂非結社の分配の中にこれが含まるゝと否とは、今の場合別に重大なる事柄では無い。さて、この結社の分配と機能的分配との關係を考ふるに、二者は密接なる聯絡を有する。機能的に分配せられたる勢力は一方面より見て概ね(勿論必ずとは云へないが)結社のに分配せられたる力である、然れども、結社の分配は此機能的分配とのみ表裏し従ひて相蔽ふものに非ず。前者はまた非機能的分配とも表裏する、詳言すれば、結社のに分配せられたる勢力は同時にまた非機能的に分配せられたる勢力の一部分を含む。更にまた、結社の分配と職業的分配との關係を見る。前者によりて

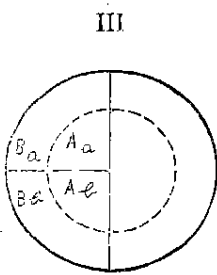
分享せらるゝ勢力は同時にまた後者によりて分享せらるゝ勢力である事もある、政府の行政官、技術官、勞働組合の職業的幹部等が國家、組合より夫れゝ分享する勢力はこれである。然れども、結社の分配が職業的分配を意味せざる事もまたあり得る。此事さきに説明を加へたる事から知り得られる。而して非結社の分配と非職業的分配との區別も亦同様に相交叉する。而して、全體社會の内部には數多の結社がある、其中のたゞ一の結社のみを眼中に置き、其結社の分配と職業的分配機能の分配との關係を見るに、此等によりて分配せるゝ勢力の範圍は次に圖示する如きものとなる。



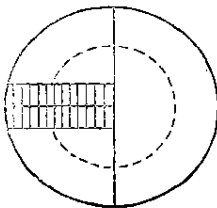
a. 機能の分配
 b. 非機能の分配
 c. 非結社の分配



A. 職業的分配
 B. 非職業的分配



Aa 機能の分配の範圍にして同時に職業的分配の範圍



一 結社を中心として見たる結社の分配の範圍、それは Aa Bb Ba Bb の各一部分を含む。

私は前掲の圖表によりて、一の結社即ち有組織社會の意志によりて分配せらるゝ社會的勢力の範圍があらゆる社會的勢力の如何なる部分を占むるかを知らるゝ事が出来る。換言すれば結社の分配の社會的勢力の全分配に於ける重要さを判定する事が出来る。如何なる有組織社會の意志とも、進みては如何なる集團の意志とも交渉なく、云はゞ前者の意志によりて直接には何等決定せらるゝ所なくして、行はるる分配の範圍がある。然らざる範圍に就いて見ても、特定の一の有組織社會の意志によりて行はるゝ勢力分配の範圍は其中の僅に一部分を占むるに過ぎず、それは職業的分配、非職業的分配の何れをも含み、又機能的分配非機能的分配の何れをも含むに拘はらず、此の如くたゞ一部分たる事に疑は無い。而して此事は有組織社會の大小強弱によりて左右せらるゝ譯のものに非ず、例へば國家の如き、其組織の複雑さ、範圍の宏さ、機能の廣汎、權力の強さを伴ふに拘はらず、畢竟一の結社に止まる以上、此點に何等の變りは無い。

私が階級を以て國家的範疇に非すと云ふはこれによる。階級概念は社會的勢力の強弱大小を少くも其一中心要素とする、然るに此勢力は國家の意志にのみ依存するに非ず、否此依存の程度は世人の想定するよりも割合に微弱のものであり文化の發達に伴ひて益々減少せむとする傾向を示す。今一步立入りて、國家による社會的勢力の分配を分析的に考察して見たい。如何なる分配が國家によりて行はれ、如何なる分配が國家によりて行はれざるか。

第一、權力の分配は國家によりて行はれる、それは機能的分配なるを非機能的分配なるを問はぬ。この事は少くとも形式的に見て然り。機能的に分配せらるゝものは前述の如く、一方に於て支配的權力に於ける分け口にして、他方に於て執行的權力に於ける分け口である。非機能的に分配せらるゝものには地位即ち種々なる方面に於ける特權がある。富力に關しては多くの疑問が附帶するが故に考察を後に譲る。これらのものは、少くも近代國家の組織を以てすれば形式上、國家の意志によりて其分配の決定せらるゝを見る。然れども、更に一步を進めて考ふるならば、多くの場合此決定が國家の意志に行はれると云ふのは單に形式的のものたるに止まり、實質的には他の決定的勢力の背後に潜むものを發見する事決して稀ならず。國家の決定作用の實質的に行はるゝのは執行的權力の分配であらう、地位に關する非機能的分配はこの次に位する。支配的權力の分配に至りては國家の意志が大抵之を決定すると云ふものゝ、此決定は形式的のものなる事を多しとする。勿論近代の國家にありては選舉權に關する規定を有せざるものは無い、然れども此規定が國家以外の關係によりて動かさるゝ所多く、且つ又支配的權力の眞の支持者は有權者を超えて存在する。更に廣く、すべての國家を通じて見來れば、支配的權力を掌握するものゝ如何なる階級、如何なる人々なるか、これと彼等の分享する程度如何と云ふ事は國家の意志を離れ、國家の活動の彼岸に於て行はる相互作用の間に於て略ぼ定まる。此決定せられたる内容を認容す

る事が常に外部よりして國家に迫られる。従ひて國家は形式的に其意志を以て此種の權力の一定の分配を發表し是認する。私が國家の意志による支配的權力の分配を形式的なりと云ふは此意味に於てである。地位の決定即ち特權の分配に關しては國家の意志が實質的にも更に大なる決定力を有するが如くに見ゆる。勿論此場合にありては、國家の意志は支配的權力の分配に於けるが如く受動的のものに非ず、全然國家以外の關係の傀儡として其結果を表明するに止まるものでは無からう。國家の意志そのものによりて、種々なる地位の分配せらるゝ事は歴史の上に決して稀なりとしない。然れども、一方に於てはまた、國家の意志とは獨立に新なる勢力中心の擡頭を見、國家は制度の内容を事實そのものと一致せしむるが爲に、これに向ひて地位を分配するに至る事は争ふべからざる事實である。我國史上に於ける豪族乃至武家の成立の如きは此種の例として數へられ得ると思ふ。

私は權力の非機能的に分配せられたる形態として地位的特權と共に財産又は富力を擧げた。然れども此財産の分配に關して國家が演ずる役目に就いては多少の説明を附加する必要を認む。所謂機能的分配の第二次的なものとして國家が富力そのものゝ數量的分配を行ふ事(租税、公債、俸給、年金、補助等の種々なる形に於て)を姑く離れて議論を進める、蓋しこれは國家が財産の分配の上より有する役目の中の附隨的なものに過ぎざるが故である。國家のかゝる役目の中心的

なるものは財産權そのもの、確立に外ならぬ、各人の財産に對する權利を其權力を以て保護し、他人の侵害を許さぬと云ふに過ぎぬ。財産そのもの、分配に至りては全然國家の意志を離れて行はるゝ集散の過程に委せる。少くとも近代文明國の社會組織にありては、此集散の過程は即ち個人と個人との間に營まるゝ交易である。國家以外の社會の機能的分配がこれに干渉する事ありとしても、それは畢竟副次的のものに外ならぬ。かくて、國家は財産權そのもの、確立者として其基礎をなすとは云ふものゝ、財産の數量的分配に對しては受動的なる傍觀者である、其集散の過程の結果歸屬したる所には權力を以て之を保障する、たゞこれ丈に過ぎぬ。然れども更に進みて考ふるに、國家は果して眞に其本質上財産權の確立者、其支持者と認め得べきや、無政府主義者又はサンディカリストの認むるが如く、國家と財産權との間には必然不可離の關係ありて、財産權の消滅と國家制度の破壊とは常に表裏の聯絡を保つものなりや。若し此問題が然りと答ふべきものであるならば、國家は富力即ち間接的なる權力の分配に對して他の部分社會とは全く異なる、而して一段高き立場に立つ。然れども私は世の一般論者の見る所とは正反對に、此問題に否定的答解を與へたいと思ふ。今日一夫一婦の制度が單に國家の法律の力を以て支持せられざるが如く、私有財産の制度と雖も國家の法規によりて維持せられるとは考へられぬ。慣習、道德、風俗、宗教等種々なる規範が其基礎をなして、云はゞ個人相互の接觸の間より私有財産の制度も一

夫一婦の制度も共に生れ出で、又存續してゐる。國家は此基礎の上に生れ出でたる制度を其權力によりて支持する事によりて、云はゞ國家の意志を俟たずして存立し得べき制度に法規的表明を與へる、此表明がかへる制度をして一層鞏固ならしめ組織的ならしむる事は今詳論せず。法律の文字が財産權の制度を確立したりと云ふは、それが一夫一婦の家族制度を創設したりと云ふが如くに誤謬である。而して、今日國家の法律は一夫一婦の制度を支持するが、此支持が國家によりて營まれると云ふ事は國家の本質より見て一の偶然に過ぎぬ、疑ふものはこれを歐洲中世の事實に見よ。婚姻家族の制度は教會によりて支持せられてゐた。一切の社會はすべて統制的機能を如何なる方面にも擴張し其權力を以て之を保障し得る、教會が家族制度の支持者たりし事勿論當然可能の事實である。同様に今日までの國家が財産權の支持に任ずる事はたゞ歴史上の偶然のみ。勿論私とても、過去の事實としては國家のみが此支持者たりし事を知る。然れども、財産權の保障が本質上國家權力と不可離の關係に立つと信すべき何等の根據なき以上、而して他の社會が此任務を以て機能となす事の少くも可能なりし事を認め得る以上、史上の偶然なりとなす斷定は背理的なものでは無いと思ふ。

此の如くに見來れば、社會的勢力の分配者たる資格に於て、國家は別に他の社會から全然懸け離れたる地位を占むるものに非ずと思ふ。元來前述の如く、階級的區劃の成立は墨繪の山水の如く、

一刷毛を以て塗抹せられたるものに非ず、油繪の如く異彩濃淡の運筆を積み重ねて書き上げられたるものである。更に適切に云へば、事實そのものとしては渾然たる一過程として、即ち一塗抹によりて成立したるものであらう。然れども私共の分析は之を幾度もの塗り方の積み合はされた結果としてのみ理解する。而して、此一々の運筆に當るものゝ中のたゞ一として國家による勢力の分配がある。國家と他の社會とが此點に關してたゞ程度の差異を有するのみにして性質の差異を有せざる結果、社會的勢力の國家による分配と他の社會による分配、從ひて結社の分配との間には著しき平行がある。國家が其機能的分配に於て支配的權力、並びに執行的權力を分配するが如く、他の有組織社會も亦然り。前者が其非機能的分配に於て地位、即ち成員に對する一定の差別的保護を與ふるが如く、後者も亦然り。而して、富力の分配は大體から見て成員の相互作用の裡に行はれる集散に委せられ、從ひて殆ど一切の社會の干涉の到達せざる所である（少くも近代文明國の社會組織にありては）。威力に至りては其成立増減皆、全然國家乃至種々なる有組織社會の全く關り知らざる範圍にある。かくて、國家による勢力分配の運筆は全く威力に觸れず、又僅に間接的な意味に於てならでは富力と相關せず。他の有組織社會に比して如何に國家が優勝の實力を擁するにせよ、國家による權力の分配は數多の有組織社會によるその一として、必ずしも階級的區劃に對して全然決定的意義を有するものに非ず。教會又は勞働組合の如き有力なる結社

が國家に對して對抗的地位を占め、動もすれば之を壓迫せむとするが如き時代に於て特に然り。

私は社會的勢力の種類及びその種々なる分配方法を概観することによりて、明に階級に於ける國家外的要素の存在と重要さを確認した。階級概念の内容が如何なるものなるにもせよ、それが社會的勢力の差異を以て中心の事柄となす事は争ひ難い。然るに此勢力の懸隔の決定、即ち階級的區劃の決定に於て、國家は僅に其一部分の役目を演ずるのみ、此部分が如何に重要なものにもせよ、私共は到底、國家以外の部分社會、ならびに個人間の相互作用がまた、同様な役目に與かる事を否定すべきでは無い。此事を他の方面よりも表現する。階級的區劃の中には國家によりて決定せられざる要素、云はゞ國家外的要素が存在する。從ひて階級は國家組織の一部をなし、國家の變動によりて變動する所のものに非ず、云はゞ國家的範疇では無い。此區劃は何によりて決定せらるゝかと云ふに、國家と一切の有組織、無組織の社會と個人的關係とを包攝する全體社會なりと見る外は無い。而して階級は國家組織の一部をなさざるが如く、何れの部分社會の一部をもなさず、たゞ全體社會の構造の一分枝としてのみ認むべきものである。一言にして盡せば、階級は全體社會的範疇である。國家勢力分配の一因子たるに止まるが故に、全體社會の存する所、國家なくしてなほ階級の存立の認め得らるゝ事最初に述べたるが如くなるは寧ろ當然の道理である。

此小篇、當初に論ぜむとしたる問題にして論及せざるものなほ少からず。一切の社會的勢力を以て『社會に對する全服従』と云ふ一原力の種々なる表現に外ならずと見、其間に所謂定量の法則を認むる事、オツペンハイマアが獨占貢獻、獨占利得の對立にも比すべき權力の利得、貢獻の對立を認むる事、權力、富力、才能を通じて餘剩の概念を確立する事などは其中の重なるものである。たゞ執筆久しきに亘りて既に倦怠を覺ゆるが故に、これらの諸項に關しては後日を期して新に考察を試みようと思ふ。今迄説き來れる所、私の知る限りに於て云へば、社會學界の處女地、何人も手を下さざる未拓の原野である。私の殆ど一冊の參考書をも用ひ得ざりし如上の考察は恐らく粗大の誤謬を含むであらう。若し此誤謬が何人かによりて眞理の發見せらるべく一の機縁をなす事を得ば私の幸之に若くものは無い。(完結)